

## 第6章 目標実現に向けて

目標実現に向けて、村民・企業・行政・滞在者等が共通の認識を持つことが重要であることから、東通村の環境施策における基本的事項と環境デザイン（意匠）としての具体的施策について次のように示します。

本章では各種デザインとして、環境の目指す方向、規制の有無の必要性について列挙し、東通村環境プロモーションに照らし合わせ、随時修正や検証を加えていき、それぞれの施策をうまく組み合わせバランス良く進められることによって良好で良質な環境・景観が構築されていきます。



### 1. 持続可能な生態系と自然環境の保全

自然豊かな東通村は、地球温暖化効果ガス抑制、生物多様性という世界条約の中でも、野生生物や森林資源といった「自然資源」を有しています。

人類の生存を脅かしかねない気候変動や生態系サービスなど、大きなパラダイムシフト（価値観の劇的変化）が起き、もはや自然は無料（ただ）ではない状況となっています。

「自然資本経済」として保全し、活用していきます。

### 2. 潤いのある良好な生活環境の保全

東通村民歌「緑の丘、青い林、丘を越え、林を縫って、道は続く太平洋へ、山麗しく、水も清らに天然資源をみ祖に受けつぎ・・・」わがふるさとをもう一度考えてみます。

「わがふるさと」心の潤いを求めます。

### 3. 感性を揺り動かす美しい景観の形成

景観を創りあげる、又は壊しているケースとして、色や形などの視覚的なもの以外にも経済性、地域性、財産権、時間的制限等が相互に関連しており、その関係性についても十分な配慮が必要です。

理解し、共感しあえる「魅せる」むらづくりを勧めます。

### 4. 環境立村「東通イニシアティブ」の推進

東通イニシアティブ（率先して行うこと、首唱）は、普及・啓発だけではなく、村民・企業・行政・滞在者等が自ら環境への取り組みを進めることです。

「環境ひがしどおり21」を目指します。

## 1. 持続可能な生態系と自然環境の保全

### (1) 山林保全デザイン

水源涵養など森林が持つ多面的な機能を保全するため、さらには動植物を育むための山林づくりをします。

現在の山林を大切に管理し、計画的な伐採と植樹のリサイクル、さらにはより豊かな緑の山林をつくります。

また二酸化炭素吸収源として、脚光をあびている森林資源を活用した新規産業の創出や林業所得向上策を図ります。

○山林の良好な自然環境の保全を図る上で特に重要な区域を自然環境保全地域として指定します。

○保全地域における無秩序な開発を規制し、良好な自然環境の保全に努める地域を開発規制区域として指定します。

○植樹祭の実施、植樹活動への支援と協力を図ります。



平成22年度の植樹祭の様子  
(尻労 巢本地区)

○間伐や手入れについて調査し、技術的指導や講習会を実施します。



松林の中。適度な日当たりと下に敷き詰められた松の葉が景観的にもすばらしい。

○伐採跡地を調査し、山林としての再生を促すとともに広葉樹を植栽することを推奨します。



用材として伐採後、放置されている。又は、再植林の計画の見通しがいい場所を調査し、用材として、若しくは二酸化炭素吸収材としての植林を推進する。

## (2) 広葉樹植林推進デザイン

東通村は民有林（うち人工林）が多く、資産保有や用材としての植林が行われてきましたが、近年の木材価格低迷により、場所によっては切り出しや、管理（間伐や下刈）が滞っている状態にあります。

また、伐期に達した山林は、経済的背景などにより、伐採後の植林などが不透明であり、そのまま放置された山林（禿山）になるか補助金など優遇されている杉山に変換されていきます。

ここでは、広葉樹林（ナラ・コナラ・ブナ・モミジ等）を植林の対象とした「水源涵養、土壌の安定化、河川への栄養源の供給」と「紅葉による四季の楽しみ」そして「CO2排出量取引」を組み合わせた、「東通村版のカーボンオフセット」を進めます。

また、企業と個人を結びつけるコーディネーターが必要となりますが、NPO法人などで実施することが理想です。

### 【期待される効果】

環境の経済・産業化

+

環境保全事業に直結

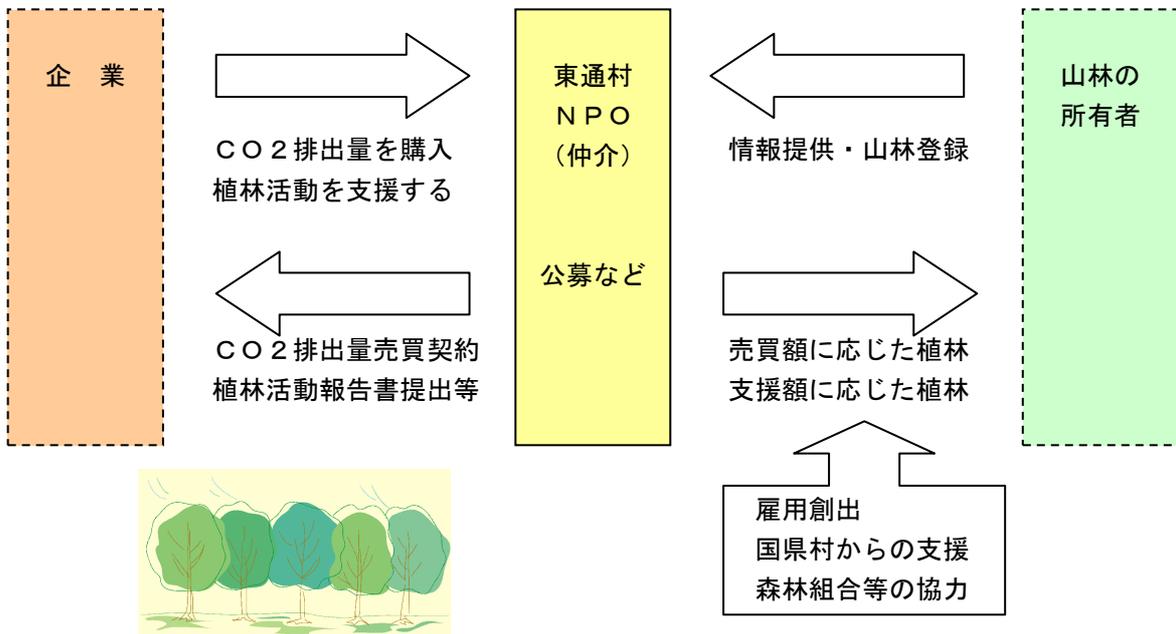
+

村のイメージアップ

+

企業の訪問・交流等

(例 示)



### 【企業の思惑 CSR】

- カーボンリスクマネジメント実施でCO2排出規制企業に選定され、対策が必要。
- 環境ISO未取得により企業イメージが下落している。
- 環境貢献度を上げたい。

### 【山林所有者の実情】

- 山林を所有しているが、伐採したものの、植林する予定がない。
- 資産にならないので、植林する気はまったくない。
- 植林する経費が出せない。
- 高齢で山の管理ができない。

### (3) 河川保全デザイン

山と海をつなぐ川をできるだけ自然のまま保全し、川に生息する生物の棲み良い環境づくりを行います。



老部川の上流部

○河川の良い自然環境の保全を図る上で特に重要な区域を自然環境保全地域として指定します。

○保全地域における無秩序な開発を規制し、良い自然環境の保全に努める地域を開発規制区域として指定します。

○河川の水量や水質、水棲生物を調査しデータとして活用します。



(水環境の変化でホタルが復活)



(住民参加型の水棲調査)

○生活雑貨物等が多く廃棄されている河川のゴミの撤去を行います。



(道路の側溝からも最終的に河川にゴミが堆積する。)

○洪水対策等により整備された河川護岸、特に三面張コンクリートは、魚道等水棲生物に配慮した構造への転換、改善を図ります。



(田名部川の魚道)



(ダムだと川が寸断される)

○子どもや家族連れが親しみを持てる親水環境を整えます。



(昭和33年頃の老部川 川遊び)



(昭和50年頃の老部川 川への遠足)

#### (4) 海・海岸保全デザイン

豊かな魚介類を育むため、きれいな海を保全します。地球環境の変化による海岸浸食等から海岸（砂浜）を守ります。

○海・海岸の良好な自然環境の保全を図る上で特に重要な区域を自然環境保全地域として指定します。

○保全地域における無秩序な開発を規制し、良好な自然環境の保全に努める地域を開発規制区域として指定します。

○漁港を基点として、沿岸水域の水温や水質等を調査します。温暖化の影響、磯焼けのデータとして活用します。



(海洋調査の状況)



(きれいな砂浜が続く尻労浜)

○流木、魚網、生活雑貨等の大規模クリーンキャンペーン、有害漂着ゴミを回収し海岸を美化します。



漂着ゴミ、外国製の有害ポリタンクが漂着することも

○海岸の浸食を調査し、具体的な防護対策を検討します。



波によって削られ、断崖となっている海岸沿い（稲崎～大利浜）

○ハマナスやハマボウフウ等の乱獲を防ぐため、海岸生物等を保護し、若しくは増殖を目的とした研究を行います。



ハマボウフウの採取風景。  
村外からの採取と思われます。



ハマナスの大群生が広がっている老部海岸。

## (5) 沼・湿地及び湧水保全デザイン

沼・湿地及び湧水を大切に保全し、そこに植生する山野草とともに村の特徴ある場所として、広報活動に努め、人々が親しめるよう取り組みます。

○沼・湿地及び湧水の良好な自然環境の保全を図る上で特に重要な区域を自然環境保全地域として指定します。

○保全地域における無秩序な開発を規制し、良好な自然環境の保全に努める地域を開発規制区域として指定します。

○湿地植物の保全、鳥類の越冬地としての機能を維持します。



コクガンの飛来地としてラムサール条約潜在候補地の下北半島沿岸北部（袋部浜から木野部）

○湖畔、湖沼を活用したレジャーやスポーツ等の新規開拓をします。



大沼内水面漁業が行われている。その他、左京沼や荒沼など沼は沢山ある。



二枚橋ため池沼や湿地だけではなく、ため池も数箇所ある

## (6) 野牛沼復活デザイン

昔懐かしい心の故郷の原風景として、現在は、水量がなく、干潟状態となっている野牛沼を約60年前の姿に復活するべく取り組みます。

小規模ながら、淡水と海水が混ざりあう汽水湖（北海道のサロマ湖、県内では十三湖、鷹架沼）として、地形学上貴重な存在であり、野牛川については、サケの遡上、沼内にはウグイ、ヌマガレイ、ウナギ、ヤツメウナギ等が生息していた。

また、馬や牛の水飲み場として、水辺の空間を醸し出していたことが写真からでも伺えます。



昭和25年頃  
東通村史から



現在の野牛沼  
すっかり干上っている。

### ①原因の解明

沼としての機能を喪失した経緯と原因を解明するため、聞き取りや文献などを調査します。

### ②浚渫

沼の浚渫に係る関係諸団体との調整を図り、環境アセスメントや洪水・土砂災害などにも留意した浚渫実行計画を策定します。

### ③活用

汽水湖（沼）としての機能を活用した、新産業（シジミ養殖）、サケの築場、カヌー・カヤック等のスポーツ等の活用を模索する。

昔の原風景に復元した事例として「景観復元先進事例」を目指します。

従来の生産性を求めた費用対効果を期待するものではなく、浚渫し昔の姿が復元された景観自体が心の財産（資本）としての効果をもたらします。

## (7) 持続可能な生態系・生物多様性デザイン

東通村の自然生態系を維持する生物多様性を大事にします。

○東通村に生息する動植物を調査・把握します。

○希少な動植物と認められたときは、盗掘・伐採・捕獲等されないように保護します。しかし、希少な動植物が生息する土地の開発が避けられない場合は、その動植物を保護可能な場所に移動もしくは移植します。

### 【希少生物の周知について】

東通村は青森県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種Ⅰ類に指定されている植物など意外とその価値が知られていない希少生物の宝庫であったりします。

現在、東通村小中学校で「東通科」などの授業で、紹介されるなどしているものの、従前の小中学校では知る機会がなく、その存在価値を知らないで過ごしていると思われます。

希少生物の保護という観点からも、もっと周知する機会を増やします。

### 【植 物】

・ムラサキ	ムラサキ科
・ムシャリンドウ	シソ科
・エゾナミキソウ	シソ科
・アツモリソウ	ラン科
・クシロチドリ	ラン科
・シコタンキンポウゲ	キンポウゲ科
・イワカラマツ	キンポウゲ科
・ベニバナヤマシャクヤク	ボタン科
・エゾシモツケ	バラ科

### 【動 物】

Ⅰ類はないものの、Ⅱ類として、尻屋のケイマフリ、コシジロウツバメ、コテングコウモリなどがあります。



ムラサキ



ムシャリンドウ



アツモリソウ



エゾシモツケ

○希少な動植物が生息する土地の所有者には、その動植物の健全な保存に努めるよう指導します。

○東通村古来の植生を維持するため、外来種の動植物の繁殖を防ぎ、駆除します。

### 【オオハンゴンソウ大規模駆除事業】

特定外来生物であるオオハンゴンソウは、その増殖能力、生命力は最強であり、日本全国、東通村でも特に蒲野沢から大利、田屋から砂子又にかけて勢力を誇っています。

下北半島国定公園尻屋崎は、貴重な生物の宝庫であり、水際での最低限の対策は必要であると思われまます。

オオハンゴンソウは、種子のほか根茎からも増殖するので、今のところ、根を引っこ抜くしか手段が無いため、大規模に行う場合は、土から根ごと伐根する手法が有力である。

また、外来生物の周知と駆除、持ち込みを禁止することを周知します。



(7月から8月にかけて、大群落をなすオオハンゴンソウ)

○良好な生物生態系を著しく損ねるおそれのある動物又は植物を駆除生物として指定します。

○良好な自然環境の保全を図るため、必要があると認めるときは、村内に生息する動物及び生育する植物のうち特に貴重な動植物を保護動物又は保護植物として指定します。

○保護生物の保存に当たり、必要があると認めるときは、保護生物が集団で生存している区域を植生等保全区域として指定します。

(東通村の鳥獣保護区)

- ・猿ヶ森鳥獣保護区 森林鳥獣生息地
- ・大利鳥獣保護区 森林鳥獣生息地
- ・桑畑山鳥獣保護区

(東通村の自然公園)

- ・下北半島国定公園 尻屋崎

(東通村の県自然環境保全地域)

- ・猿ヶ森